

佐賀市議会定例会議案説明

(平成26年2月27日)

本日、平成26年2月定例会の開会に当たり、市政運営に取り組む私の所信の一端を申し述べますとともに、提案いたしました諸議案について、その概要を御説明申し上げ、議員各位並びに市民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

さて、昨年10月の市長選挙におきまして、再び佐賀市政を担うことになりました。三期目の最初の予算編成となる平成26年度は、マニフェストの具体化に向けての重要な年になると認識しております。

一期目、二期目と同様、「公平・公正」、「現場100回」、「市民の融和」を市政運営の基本とし、佐賀市の発展のため、市民の皆様との対話を大切にしながら、市民と行政がそれぞれの役割をきちんと果たしていく「情報共有・市民参加・協働によるまちづくり」を進めてまいりたいと考えております。

最近の日本経済は、円安の進行や株価の上昇などにより、企業の収益が回復し、明るい兆しが見え始めております。内閣府が昨年末に発表した「月例経済報告」の基調判断では、4年2か月ぶりに「デフレ」という表現が削除され、また、今月の基調判断では、「景気は、緩やかに回復している。」とされております。

しかし、地方においては、雇用情勢が緩やかな回復傾向にあるものの、まだまだ景気回復を実感できるまでには至っておりません。

本市におきましても、保育需要が増加し、生活保護受給者数が高水準で推移するなど、市民の皆様の生活を取り巻く環境は、い

まだ厳しい状況にあります。

このような中で、「市民の幸福感の向上」を目標に掲げ、「市民の皆様が普通に生活できる」ことを基本として、まちの活性化につなげていくことが必要であると考えています。そのため、行政として何をなすべきかを真摯に考え、市民生活や企業活動を支えるための事業展開が必要であると考えております。

そこで、今後の市政運営の基本方向につきましては、今年の12月定例会においても述べさせていただいておりますが、平成26年度当初予算をはじめとした諸議案の御審議をお願いするに当たり、改めて、平成26年度において特に重点的に取り組む5点について、御説明させていただきます。

1点目は、「経済の活性化・まちの活力の向上」でございます。

まず、「経済の活性化」につきましては、特に「雇用の創出」を喫緊の課題と捉え、引き続き、工業団地の計画の推進と企業誘致に取り組み、新たな雇用の創出に努めてまいります。

一方、「まちの活力の向上」につきましては、人口減少・超高齢社会に対応したコンパクトなまちづくりを進めるため、既存の社会資本を有効に活用することが重要であるとの認識から、これまで中心市街地に重点地区を定め、「4核構想」に基づく公共的施設の誘致を進めてまいりました。

明日のことですが、関係者の皆様の御尽力により、佐賀商工ビルが竣工いたします。これにより、まちを歩く人が増え、まちの活力が向上するものと大変期待しているところでございます。

今後は、市民や関係者の皆様と一緒に、JR佐賀駅周辺の整備構想と、中央大通りの再生に向けた計画づくりに着手してまいります。

さらに、バルーンに関する情報発信や展示等を行う「バルーンミュージアム」の整備に取り組み、観光資源としてのバルーンを最大限に活用し、年間を通じた集客を図ることにより、中心市街地の活性化を図ってまいります。

2点目は、「安心・安全なまちづくり」でございます。

平成24年度から2年間をかけて策定しました「佐賀市排水対策基本計画」に基づき、排水ポンプの設置や城内のお堀が持つ貯水機能の活用など具体的な事業に取り組み、市内の浸水被害対策を効果的に進めてまいりたいと考えております。

また、これからは、家庭や地域において「自分の身は、自分で守る。」、「自分たちの地域は、自分たちで守る。」という「自助」と「共助」の意識が重要となってまいります。

来年度は、市民の皆様への防災意識の啓発や自主防災組織の育成・強化など、引き続き「地域の防災力」を高める事業を展開し、それぞれの地域で「自助」と「共助」の体制を整えるとともに、これに「公助」を加え、災害に強い安心・安全なまちづくりを進めてまいります。

3点目は、「バイオマス産業都市さがの実現」でございます。

本市のごみ処理につきましては、処理施設のある地域の皆様の御理解と御協力により、大和町と富士町に続き、本年4月からは

川副町と東与賀町の区域のごみ処理も統合することができました。

今後は、これまでは処分するしかなかったごみを、地域の方々に喜ばれる資源として有効に活用してまいりたいと考えております。

具体的には、「バイオマス産業都市構想」を策定するとともに、ごみ処理の際に発生する二酸化炭素を回収し、農作物の栽培や、食品やバイオエネルギーとしての活用が期待できる藻類の培養等において、有効に活用するシステムを構築してまいります。

さらに、関連する企業や施設等の誘致に取り組み、バイオマスを活用した産業の創出につなげていくことで、佐賀市ならではの「炭素循環社会」を創造したいと考えております。

4点目は、「子育て支援、教育・福祉の充実」でございます。

まず、「子育て支援」につきましては、子育て世代が安心して子どもを産み育てることができる環境整備として、保育所等の定員を拡充していくとともに、本市の実情に即した「子ども・子育て支援事業計画」を策定してまいります。

また、「教育の充実」につきましては、子どもの学力の向上を図るため、集中力や学習意欲の向上が期待される電子黒板を、平成27年度までの3年計画を1年前倒しして、来年度中に小中学校の全学年に導入したいと考えております。

次に、「福祉の充実」につきましては、多様化する市民ニーズに応じていくためには、市役所のサービスの向上が不可欠でございますので、市民目線を大切にし、市民の「困りごと」にきめ細かに対応する市役所を目指してまいります。

その一環として、支援が必要な人からの申請を待つだけではなく、こちらから積極的に手を差し伸べる体制に変えていくとともに、個人単位の支援から世帯単位の総合的な支援に切り替えていくことに取り組んでまいりたいと考えております。

さらに、増加する生活困窮者の自立支援策として、相談体制の充実や就労・学習支援など個々のケースに応じた総合的な支援を行ってまいります。

また、高齢者が元気に暮らし続けることも大変重要なこととございます。そこで、高齢者の健康づくりを推進するとともに、気軽に外出して、いきいきと生活することができるように、市営バスなどのワンコイン・シルバーパス券の助成対象年齢を現行の75歳以上から70歳以上に拡大したいと考えております。

5点目は、「地域力のアップ」でございます。

本年4月に施行する「佐賀市まちづくり自治基本条例」の趣旨にのっとり、市民が主体となったまちづくりを進めてまいります。

特に、平成23年度からモデル事業として取り組んでおります地域コミュニティ推進事業を、来年度から本格的に実施することとし、全ての校区での「まちづくり協議会」の設立を目指してまいります。

さらに、住民自らの手による地域の課題解決や活性化に向けた取組を支援し、地域の皆様と行政とが連携して、継続的に地域コミュニティを発展させてまいりたいと考えております。

また、本年4月に本市は特例市へ移行いたしますので、更なる地方分権を推進し、自己決定・自己責任による積極的なまちづくりを進めてまいりたいと考えております。そこで、シティプロモーションに関する専門部署を設置し、本市の魅力を戦略的かつ効果的に全国に情報発信する事業にも取り組んでまいります。

あわせて、地域コミュニティ推進、市民活動推進、公民館支援に関する業務を集約した「協働推進課」を新設するなど、柔軟性と機動性のある組織づくりを行うことにより、市民主体のまちづくりを進める体制を構築してまいります。

また、間もなく平成17年の市町村合併から10年の節目を迎えるに当たり、第2次佐賀市総合計画の策定や支所機能のあり方の検証など、まちづくりに関する重要な案件もございます。

今後の佐賀市の進むべき方向性を市民の皆様と共有し、地域の特性を活かしながら、一体感を持ったまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

以上、新年度の施政に対する私の所信を申し述べました。このほかにも、様々な行政課題がございますが、本市の発展のために全力で取り組んでまいり所存でありますので、議員各位並びに市民の皆様の御支援と御協力をお願い申し上げます。

*

*

それでは、平成26年度の予算議案について御説明申し上げます。

平成26年度における国の地方財政への対応の基本的な考え方といたしましては、地方の安定的な財政運営に必要となる一般財

源の総額について、社会保障の充実分などを含めて、平成25年度の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保することとされております。

また、経済状況につきましては、先ほど述べましたように、日本経済が着実に回復しつつある一方で、その実感は、地域経済にはいまだ十分に浸透していないのが現状ではないかと考えております。

このようなことから、健全な財政運営に配慮しつつ、限られた財源を最大限に活用し、長期的な展望に立って、本市が未来に向けて発展していくために必要な分野に積極的に取り組むとともに、市民の皆様の幸福感の向上に最も重点を置いた予算編成を講じたところであります。

この結果、当初予算案の規模を、

- ・一般会計 897億円
- ・特別会計 約320億円
- ・企業会計 約249億円

としております。

第1号議案「一般会計予算」は、昨年度の当初予算と比べ、45億円、5.3%の増となります。

まず、主な歳出についてであります、

義務的経費であります人件費につきましては、退職予定者数の減少等により、約4億円、3.1%の減となる約141億円を計上しております。

一方、扶助費につきましては、障害者自立支援給付費や生活保護費等の伸びにより、約5億円、2.7%の増となる約210億円を計上しております。

また、投資的経費につきましては、本庁舎の耐震化事業や増築事業、小中学校の校舎等建設事業がピークを迎えることに伴い、約41億円、44.7%の増となる約134億円を計上しております。

次に、主な歳入についてであります、

市税につきましては、景気の回復により個人市民税や法人市民税の増収が見込まれ、全体として約7億円、2.5%の増となる約293億円を計上しております。

その他の主な財源といたしましては、地方交付税として195億円、国・県支出金として約195億円、市債として約117億円を計上しております。

なお、一般会計の細部並びに特別会計及び企業会計につきましては、予算に関する説明書及び関係資料により御審議をお願いいたします。

*

*

次に、平成25年度補正予算議案について、御説明申し上げます。

第10号議案「一般会計補正予算（第5号）」は、緊急な措置

を要する事業の経費及び決算見込みによる補正措置などにより、約1億円の減額を行っており、補正後の予算総額は、約884億7,900万円となっております。

主な内容といたしましては、「佐賀空港利活用推進事業」として、本年5月に佐賀空港に成田路線が開設されることに伴い、交通アクセスの向上と佐賀空港の利活用の推進を図るため、リムジンバスを購入する交通局に対し、その購入に要する経費を助成するための補正などを計上いたしております。

これらの財源といたしましては、市税、国・県支出金等で措置し、予備費により収支の調整をいたしております。

また、繰越明許費として、49事業の追加及び2事業の変更を措置いたしております。

なお、一般会計の細部並びに特別会計及び企業会計につきましては、予算に関する説明書及び関係資料により御審議をお願いいたします。

*

*

次に、平成26年度当初予算に係る追加補正予算議案について、御説明申し上げます。

第38号議案「一般会計補正予算（第1号）」は、国の「好循環実現のための経済対策」に伴う補正予算措置等に応じた補正措置により、約13億7,300万円の増額を行っており、補正後の予算総額は、約910億7,300万円となっております。

以下、補正予算の主な内容を御説明申し上げます。

まず、「緊急雇用創出基金事業」でありますが、

- 民間企業の活力を用いて、人材育成等に取り組むことにより、労働者の新規雇用の拡大や賃金上昇等の処遇改善を促し、生活の安定と雇用情勢の更なる回復を図るものであります。

次に、「臨時福祉給付金支給事業」及び「子育て世帯臨時特例給付金支給事業」でありますが、

- 本年4月からの消費税率等の引上げに際し、低所得者や子育て世帯への影響を緩和することを目的として、一定の支給要件により臨時の給付金を給付するものであります。

これらの財源といたしましては、国・県支出金、繰入金等で措置し、予備費により収支の調整をいたしております。

なお、一般会計の細部につきましては、予算に関する説明書及び関係資料により御審議をお願いいたします。

*

*

次に、平成25年度追加補正予算議案について御説明申し上げます。

第39号議案「一般会計補正予算（第6号）」は、第38号議案と同じく国の経済対策に呼応した補正措置により、約3億

300万円の増額を行っており、補正後の予算総額は、約887億8,200万円となっております。

この財源といたしましては、地方交付税、国庫支出金及び市債で措置し、予備費により収支の調整をいたしております。

また、繰越明許費として、4事業の追加及び3事業の変更を措置いたしております。

なお、一般会計の細部及び企業会計につきましては、予算に関する説明書及び関係資料により御審議をお願いいたします。

*

*

最後に、条例等の議案について、御説明申し上げます。

第19号議案「職員の給与に関する条例及び技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例」は、本市が災害等の被害を受けた際に、災害復旧等のため本市に派遣される他の地方公共団体の職員などに対し、災害派遣手当等を支給することができるようにするものであります。

第27号議案「佐賀市市税条例の一部を改正する条例」は、地域間における入湯税の不均一な取扱いを見直すとともに、温泉地の活性化と観光の振興を図るため、日帰り入湯客に係る入湯税の課税を一律に免除するものであります。

第37号議案「財産の取得について」は、市民活動を推進するための新たな拠点施設である佐賀市市民活動プラザを設置すると

ともに、先に述べました「協働推進課」を配置するため、佐賀商工ビルの4階、5階、7階の各一部を取得するものであります。

これにより、地域コミュニティや市民活動団体などを一体的に支援する体制を構築し、市民主体のまちづくりの推進を図るものであります。

その他の議案につきましては、それぞれ議案の末尾に提案理由を略記いたしておりますので、それにより御承知をしていただきたいと思います。

以上、よろしく御審議をお願い申し上げます。